

## 第8回精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会 議事録（抄）

平成23年8月1日

- 清水先生 今回⑥にセクシャルハラスメントは独立いたしましたので、特に女性の労働者に対してそういったセクハラが行われた場合は、特に評価ができるということになってきましたが、男性の労働者に対してのひどい嫌がらせ、いじめというようなところで、例えば29番のところに解説として部下に対する上司の言動が業務指導の範囲を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、かつこれが執拗に行われたというような書き方がされておりました、こういったのは、いわゆる昨今ではパワーハラスメントですとか、あるいはモラルハラスメントなどという言葉があったりしますが、ここにハラスメントというような言葉を入れるかどうかというところがあるかと思うのです。女性の場合はそういったセクハラというような相談部署が必要だというようなこともあるかと思いますが、男性に対してもそういったハラスメントを受けた、もちろんひどい嫌がらせを受けたという言い方でかまわないかと思うのですが、そういった解説のところに括弧して、「ハラスメント」という言葉を入れるかどうかというようなことを考えました。
- 岡崎座長 いかがでしょうか。これは事務局にお聞きしましょう。
- 渡辺職業病認定対策室長 この項目については平成21年の検討会で新たにこの項目を付け加えた。その当時もたぶんパワハラとか、そういう言葉がいろいろな形で出てきていたと思いますが、その当時、パワハラという言葉がかなり不明瞭というか、使う時と場所によってかなりあれなので、こういうひどいいじめ、嫌がらせという言葉を使ったと思いますので、そのときに整理された考え方を踏襲したほうがいいたろうというのが事務局の考え方です。
- 岡崎座長 表現自体はこれでいいけれども。
- 清水先生 そうですね、たぶんこういった労災が起こらないように予防するという意味では、ハラスメント対策をしているかというような言い方が、もちろんセクハラ対策をしているかという言い方もあると思うのですが、ひどい嫌がらせ対策をしているかというのも、それはそれで定着すればいいと思っているのですが、そういった確かにまだまだ定着していない用語だから、パワハラなのか、あるいはそうではない嫌がらせもいっぱいあると思うので、難しいところですが、今後の課題ということで。
- 荒井先生 これは法律用語で、ひどい嫌がらせという言葉が使われたのではなかったでしたっけ。判例でひどい嫌がらせ。
- 渡辺職業病認定対策室長 確かに判例の中にはパワハラという言葉を使っているものもあります、その判例ごとに意味がある、微妙に異なっていますので、なかなかパワハラと言って、1つの概念でなるものでもないような気がします。一応セクハラについては私どものほうで法律上なり、いろいろな指針の中でこういうものをセクハラというというのをはっきり謳っていますから、そこはセクハラという言葉盛り込ん

でも、何ら支障はないと思います。パワハラとかモラルハラスメントとか、その辺についてはなかなかその言葉を生で出す、あるいはそれも含むといっても、かなり概念に相当幅があって、それも難しいかなというものがあります。

○岡崎座長 まだ公的な文書等ではあまりきちんと定義されて使われていないのですか。

○黒木先生 きりがなくなってしまうですね。いやいや、アカハラというか。

○岡崎座長 でも、だいが最近に使われていますよね。

○良永先生 このままの方がいいような気がします。いまの清水先生もご自身おっしゃいましたが、上司によるのも入っていますし、同僚間のも入っています。そしてパワ一何とかというと、やはり権力を持っている人がその部下に対して業務の範囲を超えていろいろひどいことをするというように思いがちですが、ここはもうはっきり同僚間のもも入っていますので、その要がつかまえられると非常に威力を発揮するということはセクハラでもそうでしたが、できるだけそういう用語で表現できるものがあるればそれに超したことはないのですが、検討課題ではないですか。

○岡崎座長 ありがとうございます。

○山口先生 いまのは後半は入れるということですか。

○岡崎座長 いやいや、要らないのではないか。

○良永先生 もう少し検討してみたほうがいいかなと。

○山口先生 私も同意見です。というのは、セクシャルハラスメントはもう各国で使う用語になっているし、大体国際的にもきちんと定義自身があります。パワハラというのは和製英語でしょう。和製英語にすら、まだなっていないのではないかと思います。大体ははっきり定義できないから、いまの状況では難しいのではないか。

○荒井先生 bullying がなぜか使われないですね。その和製英語で。

○西川職業病認定業務第一係長 そうですね、いじめと書いています。

○荒井先生 英語でいえば bullying という言葉が一般的だと思うのですが、それがなかなか認知されないですね。

○山口先生 和製英語でもわりと素性のいい英語だったら、私はいいと思いますが、わりと最近、韓国とか中国とかが、こういう日本の議論を見て参考にしていますから、何か日本は英語ができないと思われたら困りますね。

○荒井先生 bullying はいっぱい論文はありますし、そういう意味では公的な資格を持っている言葉だと思いますけども、日本では使われないのです。だからそれは使われていないから、何のことやということになってしまうので、使わないということはわかるのです。

○岡崎座長 それでは、そのところはどのようにさせていただくことにして、ほかの項目はいかがでしょうか。トラブル等の対人関係の変化を含んだ項目ですが、よろしいですか。では、特にないようでしたら、この類型は一応終わらせていただきまして、最後にセクシャルハラスメントは分科会でご検討いただいたものが反映されたものですが、いかがでしょうか。